

船（機）用品戻入書（C - 2260）

「住所、氏名又は名称」の項には、戻入に係る貨物を保税地域に戻入しようとする者の名称等（戻入者が個人の場合には、戻入者の住所及び氏名）を記載する。

なお、「記号」については当該貨物を特定できる範囲であれば、その一部を省略して差し支えない。